

## 学校法人の監査人と監事の連携のあり方等について

平成 22 年 1 月 13 日

日本公認会計士協会

### はじめに

近年の少子化等に伴い、困難な経営状況に直面する学校法人が増加するなど、私立学校全体が厳しい競争環境にさらされている。このような状況に対処し、様々な課題に対して学校法人が主体的、機動的に対応していくための体制強化を行うため、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）が平成 16 年に改正され、管理運営制度が改善された。

改正事項として、理事会が機関として規定されたことなどいくつかの項目が挙げられるが、監事の監査内容の見直し、監査報告書の作成の義務付けなど、監事の業務・役割を強化したこともその一つに挙げられる。

このように私立学校法では、管理運営制度の改善事項の一つとして監事機能の強化が図られたが、監事と公認会計士又は監査法人(以下「監査人」という。)との連携については定めがない。学校法人においては、監査人による監査が私立学校法ではなく私立学校振興助成法に定められていることからはやむを得ないともいえるが、監査人と監事の業務遂行に当たっては、連携を図ることが有用であることはいうまでもない。

そこで、監査人と監事の連携のあり方等について取りまとめ、実務の参考に供することとした。

## Ⅰ 監査人と監事との関係

### 1. 私立学校法と監事制度の概要

#### (1) 私立学校法

私立学校法は、その目的を「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」（私立学校法第 1 条）と定めている。

この私立学校の特性とは、「国公立の学校と異なり、私立学校が私人の寄附財産等によって設立・運営されることを原則とするものである」、また、私立学校の自主性とは、「その運営を自立的に行うという性格をいう。」とされている(私学必携 私学法令研究会 監修)。

一方、私立とはいうものの、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」（教育基本法第 6 条第 1 項）と定められているとおり、私立学校にも「公共性」が明示されている。

## (2) 学校法人の設立

私立学校とは、学校法人が設置する学校であり(私立学校法第2条第3項)、学校法人は私立学校を設置運営する主体となる。学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、文部科学省令で定められた手続(私立学校法施行規則第2条等)に従い所轄庁の認可を受けなければならない(私立学校法第30条)。

また、寄附行為とは、学校法人の根本規則であって法人の現在及び将来のあり方を規制するものであり、法律に定められた事項(必要的記載事項)のほか、法令の規定に違反しない限り、任意的な事項を定めることができるが、寄附行為の変更には一部の届出事項を除き所轄庁の認可が必要となる(私立学校法第45条、私立学校法施行規則第4条の3)。

なお、私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人については文部科学大臣、私立高等学校以下の学校のみを設置する学校法人については都道府県知事が「所轄庁」になる(私立学校法第4条)。

## (3) 学校法人の役員と運営

私立学校法では、学校法人には役員として理事5人以上、監事2人以上を置かなければならないとされ、理事のうち1名が寄附行為の定めるところにより理事長になる。

また、理事をもって組織する理事会を置かねばならず、理事会は学校法人の業務を決し理事の職務の執行を監督する。

理事会には理事の過半数の出席を要し、学校法人の業務の決定は寄附行為に別段の定めがないときは、出席した理事の過半数をもって行われる。

なお、学校法人には、その業務執行若しくは財産の状況又は役員の業務執行について役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる機関として評議員会の設置が義務付けられている。

さらに、理事長は一定の重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないとされている。

## (4) 監事の職務

私立学校法に定める監事の職務は、次のとおりであり(私立学校法第37条第3項)、①は業務監査、②は財産監査ともいわれている。

- ① 学校法人の業務を監査すること。
- ② 学校法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

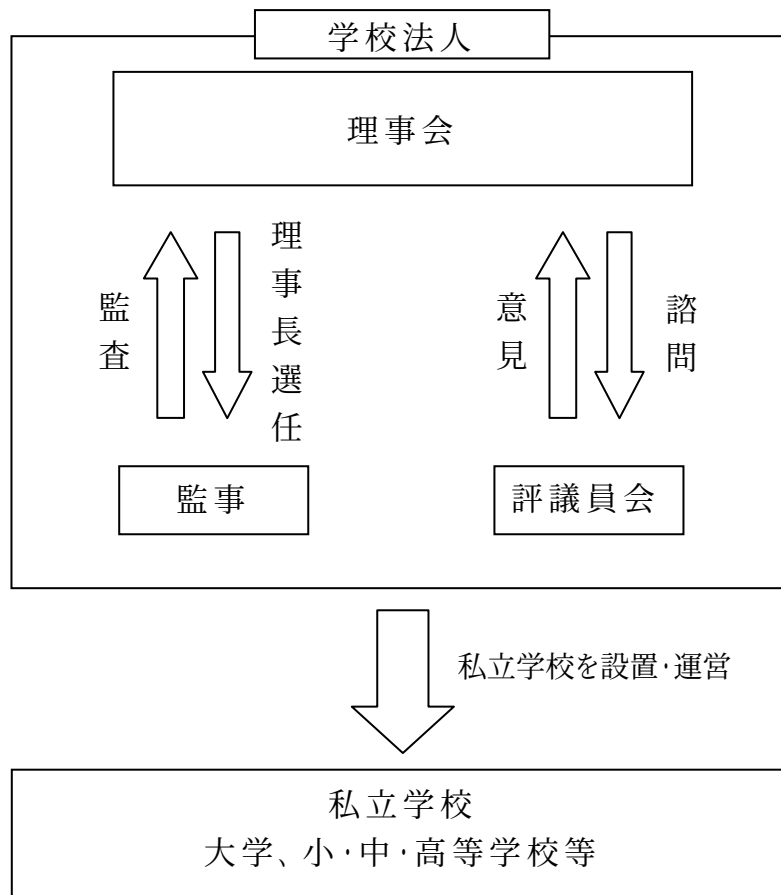
- ④ 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- ⑤ 上記の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- ⑥ 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(5) 監事の選任と兼務の禁止

私立学校法に定める監事の選任及び兼務の禁止に関する規定は次のとおりである（私立学校法第 38 条第 4 項乃至第 8 項、第 39 条）。

- ① 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- ② 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。
- ③ 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの上記②の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
- ④ 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれることになってはならない。
- ⑤ 学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。
- ⑥ 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(6) 学校法人の機関の概要を図にすると次のようになる。



学校法人・・・・・・寄附行為に基づいて設置

理事会・・・・・・学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関。

学校法人の業務を決し、理事の業務の執行を監督する。

理事で組織される。議長は理事長。

評議員会・・・・・・予算、事業計画、寄附行為の変更等について、理事長があらかじめ諮問。

監事・・・・・・学校法人の業務、財産の状況等を監査する。

学校法人は監事を２人以上置かなければならない。

理事長が評議員会の同意を得て選任する。

## 2. 学校法人の監査の概要

学校法人の監査について、私立学校法では監事が監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出する旨を、また、私立学校振興助成法では所轄庁に届ける財務計算に関する書類に監査人の監査報告書を添付する旨を規定している。

法令で規定されている以外にも、自主的に内部監査室を設置し、内部監査を実施している学校法人もある。

### (1) 監事監査

#### ① 職務の内容

監事の職務は、学校法人の業務及び学校法人の財産の状況を監査すること、並びに学校法人の業務又は財産の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出することとされている（私立学校法第37条第3項）。

したがって、監事は業務監査と財産監査の両方を行わねばならない。

業務監査の対象としては、「経営面のみに限定されず、教学的な面についても監査の対象となり、適法性の観点だけにとどまらず、学校法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には、監事は指摘することができる。ただし、監事の監査が個々の教員の教育、研究の内容にまで立ち入ることは適当ではない。」とされている（「改正私立学校法Q&A」平成16年9月文部科学省・改正私立学校法説明会配布資料）。

#### ② 就任の要件等

監事の就任に関して、例えば会社法の大会社のうち一定の条件に該当する会社においては3人以上の監査役の就任が要請され、うち一人以上を常勤監査役としなければならないとされているが、学校法人の監事について私立学校法には常勤・非常勤に関する定めはない。

また、監事になり得る者の要件について、例えば社会福祉法人では、「監事のうち1人は社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならない」、「監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の社会福祉関係者であること」との定め（「社会福祉法人の認可について（通知）」平成12年12月1日厚生省 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）があるが、私立学校法にはそのような定めはなく、「学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたい」（「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」平成16年7月23日 文部科学省 16文科高第305号）とされているだけである。

## (2) 公認会計士監査

経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成するとともに、当該書類と収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。また、財務計算に関する書類に監査人の監査報告書を添付しなければならないが、補助金の額が寡少であって、所轄庁の認可を受けたときはこの限りではない（私立学校振興助成法第 14 条）。

なお、当該財務計算に関する書類等に関する届出期限は、文部大臣所轄の学校法人については当該年度の翌年度の 6 月 30 日とされている（「私立学校振興助成法等の施行について」昭和 51 年 4 月 8 日文管振第 153 号）。

## (3) 監事及び監査人の監査報告書の日付について

監事が私立学校に規定された監査を行い、監査報告書を理事会へ提出し、理事会で決算承認が行われた後、監査人が私立学校振興助成法に基づく監査の結果として監査報告書を提出することになる。したがって、監事監査報告書の日付は理事会開催日前、監査人の監査報告書の日付は理事会開催日以降となる（参考 昭和 46 年 5 月 10 日文管振第 69 号 I . 4）。

## (4) 内部監査

法律では定められていないが、学校法人によっては内部監査部門を設置し、教職員が理事長の指揮に従って学校の業務監査及び会計監査を行っている場合がある。

内部監査とは、学校法人の各組織が「ルール通り」機能していることを検証する機能である。すなわち、不正・誤謬を排除するように設計された業務手順が、その実務執行部門において、理解され遵守されていることを確認することである。

内部監査は、規定どおり実務が運用されず、不正・誤謬の排除が有効に行われていない状況を把握したときには、理事者に対して、各部署への改善勧告を行うことを進言する。

また、内部監査は、現状の規定では十分に機能しない可能性が検出された場合には、規定の改正を理事者に進言することが期待されている。

## (5) 監事監査をより有効なものとするための方策

監事監査をより有効なものとするための方策としては、監事が常勤・非常勤であることにかかわらず、実質的な監査をより効率的に行いその品質を向上させることのできる体制、仕組みが必要となる。

そのためにはまず、学校法人内部においては、監事監査をサポートする職員

を充実させることや、内部監査部門がない場合には内部監査部門を新設し、内部監査部門と監事が連携を図ること等が考えられる。

さらにこれらと並行して、学校法人から独立した監査人と連携を図ることが考えられる。

### 3. 株式会社、公益法人等及び学校法人における(会計)監査人と、監査役又は監事との関係

#### (1) 株式会社の(会計)監査人と監査役の関係

学校法人の監事と同様の監査機関として、株式会社には監査役が存在する。会社法において、監査役は第 381 条に基づき取締役の職務の執行(会計に関するものを含む。)について監査し、会計監査人は第 396 条に基づいて会社の計算書類等の監査を行うこととされている。このように株式会社の会計監査については、監査役(会)と会計監査人の両者により実施される。大会社(委員会設置会社を除く。)である会計監査人設置会社においては、監査役(会)は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を監査し、相当と認めたときは自己の意見とし、相当でないと認めたときは、その旨及びその理由を内容とする監査報告を作成しなければならない(会社計算規則第 127 条)。このように会社法上、大会社の監査役監査制度は、会計監査人の監査を前提として制度設計されている。

会社法では、会計監査人と監査役との連携について次のように定めている。会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。さらに、監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる(会社法第 397 条)。

なお、金融商品取引法に基づく監査においても、被監査会社等における法令違反等の事実を発見した監査人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を記載した書面により、当該被監査会社等の監査役又は監事その他これらに準ずる者に対して通知しなければならない(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第 7 条)。

このように会社法及び金融商品取引法では、(会計)監査人と監査役又は監事との連携について定めている。

#### (2) 公益法人等の会計監査人と監事の関係

一定規模以上の公益社団法人・公益財団法人及び一般社団法人・一般財団法人は、会計監査人を置くことがそれぞれ義務付けられており、計算書類及びその附属明細書について監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。監

事は会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を監査し、相当と認めたときは自己の意見とし、相当でないと認めたときは、その旨及びその理由を内容とする監査報告を作成しなければならない（一般社団法人及び一般財団法人等に関する法律施行規則第 40 条）。会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。さらに監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 62 条、第 107 条、第 108 条、第 171 条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 12 号）。

このように公益社団法人などにおいても会計監査人と監事との連携について定めている。

### (3) 学校法人の監査人と監事の関係

以上のように、株式会社の監査役及び公益法人等の監事は、それぞれの法の中に会計監査人制度が導入されているため、その監査の中で会計監査人監査を利用することとなり、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を監査することによって自己の意見とすることができる。しかし、私立学校法においては、監事監査の中で監査人監査を利用する制度が導入されていない。そのため、監事は監査人との連携によって監事監査の有効性、効率性を高めることはできるが、財産監査を自ら実施することを免れることはできない。

## 4. 学校法人の監査人と監事との連携の効果及び留意点

監査人と監事が相互に連携を図ることは、監事監査をより効率的に行い、その品質を向上させることができるだけでなく、監査人が会計監査を行う上でも有効である。

### (1) 監査人にとっての連携の効果

#### ① 内部統制評価手続の効率化

監事は内部統制の整備及び運用状況をモニタリングしているので、監査人は監事と連携を図ることにより内部統制の評価手続を効率的に実施することができる。

#### ② 理事の業務執行状況に関する情報の入手

監事は、理事会、評議員会等への出席を通して理事長を含む理事の業務執行状況を把握しているので、監査人が独自に入手した情報よりもより詳細な理事の業務執行状況に関する情報を入手することができる。

また、当該学校法人の役員又は職員の地位にあつたことのない監事からは、学内関係者からよりも、より客観性のある理事の業務執行状況に関する情報



を入手することができる可能性がある。

## (2) 監事にとっての連携の効果

### ① 監査人の専門的知識の利用

監事は、会計・監査に関する専門的知識を持つ監査人と連携を図ることにより、監査人の専門的知識を自らの監査に役立てることができる。

### ② 重要な虚偽表示のリスク評価に関する情報の入手

監査人による会計監査ではリスク・アプローチに基づく監査が要請されている。

監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、学校法人及び学校法人をとりまく環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が計算書類に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない（監査基準第三実施基準一、２）。そのため監事は、監査人と連携を図ることにより、どのようなリスクが存在するかを監査人から説明を受け、それを自らの監査に役立てることができる。

### ③ 監査人の発見事項の入手

監事は、監査人と連携を図ることにより、監査人による会計監査における発見事項を入手し、自らの監査に役立てることができる。また、監査人の監査報告書が提出される前に決算内容に特段の問題が存在するか否かを確認することにより、監査人の監査報告書と監事の監査報告書との間に齟齬が生じるような事態を回避することができ、理事会においてより有効な意見を述べるることができる。

### ④ 監事の業務の効率化

監事は、監査人と連携を図ることにより、監査人が入手した情報を自らの監査に役立てることができるため、従来、監事が独自で実施する必要があった情報入手及びその事実確認にかかる時間を他の業務に当てることが可能となり、監事の限られた時間を効率的に使うことができる。

## (3) 連携上の留意点

監査人と監事の連携については、「学校法人制度の改善方策について」（文部科学省、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会）の中において、「監事が行う財務の状況に関する監査をより充実させる観点から、私立学校振興助成法に基づき公認会計士が行う会計監査との連携を図ることが重要である。」と提唱されているものの、連携について私立学校法上の定めはなく、制度化までには至っていない。

そのため、監査人及び監事が連携するに当たっては、連携する旨及びその連携の範囲等合意した連携の内容について、理事者へ事前に通知する等により理

事者の理解を得ておくことが望ましい。

## II 監査人と監事との連携の方法、時期及び情報・意見交換事項の例示

監査人と監事が連携を図る時期と情報・意見交換すべき事項については以下に例示するが、その決定に当たっては、学校法人の規模その他両者の置かれている状況に応じて、両者で協議を行い、連携の効果が上がるよう効率的な業務の遂行に努めるべきである。

### 1. 監査人と監事との連携のための協議事項

監査人と監事は、連携に当たり以下の事項について十分に協議し、両者の期待に相違が生じないようにすることが必要である。

- (1) 監査契約締結時、監査契約更新時又は監事の交代時における、それぞれの監査体制等に関する事項
- (2) 監査人から監事への報告事項や情報提供の範囲
- (3) 監事から監査人への情報提供の範囲
- (4) 監査業務の局面に応じた両者の対応の方法

### 2. 連携のための会合の時期等

監査人は、監事と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めることが必要である。

監査人と監事との定期的な会合については、監査契約締結時、監査計画策定時、期中監査時、期末監査時に開催することが考えられる。また、定期的会合だけでなく、必要なときは適宜情報の交換を行い、随時の会合を持って意見交換することが望ましい。

### 3. 新規監査契約締結時の連携の例示

#### (1) 監査人から監事への説明事項の例示

監査人は新たに監査契約を締結した場合、以下の事項について監事に説明を行う。

- ① 監査人の概要及び監査体制
- ② 監査契約の内容
- ③ 前任監査人が存在する場合、当該監査人からの引継の状況

#### (2) 監事から監査人への説明事項の例示

監事は監査人が新たに監査契約を締結した場合、以下の事項について監査人に説明を行う。

- ① 最近の監事監査の要点
- ② 各監事の職務分担などの監査体制

なお、特に、年度途中で監査人が交代した場合は、連携の頻度を密にすることが必要である。

#### 4. 監査契約更新時の連携の例示

(1) 監査人は監査契約更新前に監査人が理事と協議した重要な事項がある場合は、監事にその内容の報告及び説明を行う。

(2) 契約更新に際して、監査人は以下の事項について、監事に説明を行う。

- ① 監査人の概要及び監査体制
- ② 監査契約の内容

#### 5. 監事の交代時の連携の例示

監事は監事の交代時には、最近の監事監査の要点や各監事の職務分担などの監査体制について監査人に説明する。

#### 6. 監査計画策定時の連携の例示

(1) 監査人は監査人の監査計画の概要、監査重点項目等に関する以下の事項について監事に説明する。

- ① 会計・監査上の懸案事項及び内部統制上の問題点
- ② 監査上の重要課題
- ③ 期中監査計画及び期末監査計画の内容
- ④ 重要な実証手続の内容及び実施時期
- ⑤ 新たな会計基準の適用についての情報
- ⑥ 重要な会計方針や会計処理に関する事項
- ⑦ 往査場所、往査時期、監査日数、監査従事者数
- ⑧ 監査時間の見積り及び監査報酬に関する事項

なお、監査計画に重要な修正があった場合には、監事に速やかに連絡する。

(2) 監事は監事の監査方針・監査計画について監査人に説明する。

なお、監査方針・監査計画に重要な修正があった場合には、監査人に速やかに連絡する。

#### 7. 期中監査時の連携の例示

(1) 監査人及び監事は、監査の実施状況及び具体的な事項について情報交換する。

(2) 監査人は、会計・監査上の懸案事項及び内部統制上の問題点とその改善状況について監事に説明する。

#### 8. 監事による監査報告書提出に先立ち行う連携の例示

- (1) 監査人及び監事は、監査の実施状況について情報交換する。
- (2) 監事は、監査人が発見した未訂正の計算書類の虚偽の表示とそれについての監査人の判断について、監査人から説明を受ける。

#### 9. 監査人による監査報告書提出に先立ち行う連携の例示

- (1) 監査人及び監事は、前記8.において連携を行った時点以降に把握した事項について情報交換する。
- (2) 監査人は、監事の監査報告書の記載内容について、監事から説明を受ける。
- (3) 監査人は、次の事項を含む監査報告書の記載内容を監事に説明する。
  - ① 監査意見（会計方針、会計処理及び表示）
  - ② 重要な後発事象の内容と計算書類への影響
- (4) 監査人は、監査人が監査人の監査報告書提出時までに発見した未訂正の計算書類の虚偽の表示とそれについての監査人の判断について、監事に説明する。

#### 10. 随時の連携の例示

監査人及び監事は、双方の監査に影響を及ぼすと判断した次のような事項について、情報交換を行う。

- (1) 発見した不正又は法令に違反する重大な事実
- (2) 学校法人の経営環境の変化、業務執行方針・組織の変更、その他監査の過程で把握した情報
- (3) 監査の過程で改善が必要と判断した事項
- (4) 監査人からの照会に対する、理事会での議論の内容や、理事長などの経営トップと監事の意見交換の内容

#### 11. 監事選任から監査人の監査報告書提出までの連携についての具体例

##### 具体例 1

A学校法人は、大学・高校・中学を設置しており、法人本部と大学は東京都23区外に、高校・中学は東京都23区内にある帰属収入が93億円の文部科学大臣所轄学校法人である。なお、従来から内部監査室が設置されている。

A学校法人において、監事の交代が行われた。×1年5月27日開催の評議員会で同意を得て、×1年7月1日付けで常勤監事1名、非常勤監事1名を理事長が選任した。なお、非常勤監事は公認会計士の資格を有している。

| 時期       | 内容                |
|----------|-------------------|
| ×1年5月27日 | ・ 評議員会において監事交代の承認 |
| ×1年7月1日  | ・ 新たな監事の就任        |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>×1年7月10日</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査契約の更新</li> <li>・ 新たに選任された監事と監査人の顔合わせ</li> </ul> <p>(1) 監査人と監事の法律上の位置付けの確認や、監査報告書の時期、情報提供の範囲等の確認</p> <p>(2) 監査人の概要及び監査体制、監査契約の内容、監査人と理事との重要な協議事項の有無、前年度までの監査での指摘事項等の説明</p> <p>(3) 各監事の職務分担などの監事の監査体制の確認</p>                                                                                                                                                                                                |
| <p>×1年9月17日</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人による理事者への監査計画概要説明に監事同席</li> </ul> <p>概要説明では以下の事項が説明された</p> <p>(1) 会計・監査上の懸案事項及び内部統制上の問題点</p> <p>(2) 監査上の重要課題</p> <p>(3) 期中監査計画及び期末監査計画の内容</p> <p>(4) 重要な実証手続の内容及び実施時期</p> <p>(5) 新たな会計基準の適用についての情報</p> <p>(6) 重要な会計方針や会計処理に関する事項</p> <p>(7) 往査場所、往査時期、監査日数、監査従事者数</p> <p>(8) 監査時間の見積り及び監査報酬に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人と監事の打合せ</li> </ul> <p>監事及び内部監査室の監査方針・監査計画について説明を受ける</p> |

|                  |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ×1年10月～<br>×2年3月 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて双方から発見事項の報告、情報交換</li> <li>・ 監査に影響を及ぼすと判断した以下の事項の情報交換               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の経営環境の変化、業務執行方針・組織の変更、その他監査の過程で把握した情報</li> <li>(2) 監査の過程で改善が必要と判断した事項</li> <li>(3) 監査人からの照会に対する、理事会での議論の内容や、理事長などの経営トップと監事の意見交換の内容</li> </ul> </li> <li>・ 監査人の高校・中学往査への常勤監事の同行・立会い</li> </ul> |
| ×2年3月25日         |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人と監事の打合せ               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 監査人より監査実施状況の説明                   <ul style="list-style-type: none"> <li>会計・監査上の懸案事項及び内部統制上の問題点の改善状況、期中監査において発見した不正又は法令に違反する重大な事実等について説明</li> </ul> </li> <li>(2) 監事及び内部監査室の監査実施状況について説明を受ける</li> </ul> </li> </ul>                              |
| ×2年4月1日          |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人の実査等へ常勤監事立会い</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ×2年5月            | 18日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人と監事の打合せ               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 監査人より監査実施状況の説明                   <ul style="list-style-type: none"> <li>発見した不正又は法令に違反する重大な事実及び未訂正の計算書類の虚偽の表示とそれについての監査人の判断の説明</li> </ul> </li> <li>(2) 監事及び内部監査室の監査実施状況について説明を受ける</li> </ul> </li> </ul>                                        |
|                  | 25日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事の監査報告書提出</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | 26日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会開催</li> <li>・ 評議員会開催</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>×2年6月10日</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人と監事の打合せ               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ×2年5月18日以降に把握した事項について情報交換する</li> <li>(2) 監事から監事の監査報告書の記載内容について説明を受ける</li> <li>(3) 監査人の監査報告書に係る、監査意見及び重要な後発事象等について説明</li> <li>(4) 監査人がこの日までに発見した、不正又は法令に違反する重大な事実及び未訂正の計算書類の虚偽の表示並びに重要性のない未修正の事項とそれについての監査人の判断の説明</li> </ul> </li> <li>・ 理事者確認書の入手</li> <li>・ 監査人の監査報告書提出</li> </ul> |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 具体例 2

B学校法人は、東京都に高校・中学を設置している帰属収入が 11 億円の知事所轄学校法人である。

B学校法人においては監事 2 名はいずれも非常勤監事であり、前年度より継続している。

| 時期            | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ×1 年 7 月 3 日  | ・ 監査契約の更新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ×1 年 10 月 6 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人と監事の打合せ               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 監査人の概要及び監査体制に変更があった場合にはその説明</li> <li>(2) 監査人と理事との重要な協議事項の有無</li> <li>(3) 監査人の監査計画の概要説明                   <ul style="list-style-type: none"> <li>概要説明では以下の事項が説明された</li> <li>① 会計・監査上の懸案事項及び内部統制上の問題点</li> <li>② 監査上の重要課題</li> <li>③ 期中監査計画及び期末監査計画の内容</li> <li>④ 重要な実証手続の内容及び実施時期</li> <li>⑤ 新たな会計基準の適用についての情報</li> <li>⑥ 重要な会計方針や会計処理に関する事項</li> <li>⑦ 往査場所、往査時期、監査日数、監査従事者数</li> <li>⑧ 監査時間の見積り及び監査報酬に関する事項</li> </ul> </li> <li>(4) 監事の監査方針・監査計画について説明を受ける</li> </ul> </li> </ul> |



|                  |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ×1年11月～<br>×2年4月 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて双方から発見事項の報告、情報交換</li> <li>・ 監査に影響を及ぼすと判断した以下の事項の情報交換               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の経営環境の変化、業務執行方針・組織の変更、その他監査の過程で把握した情報</li> <li>(2) 監査の過程で改善が必要と判断した事項</li> <li>(3) 監査人からの照会に対する、理事会での議論の内容や、理事長などの経営トップと監事の意見交換の内容</li> </ul> </li> </ul> |
| ×2年5月            | 24日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人と監事の打合せ               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 監査人より監査実施状況の説明</li> <li>(2) 監事の監査実施状況について説明を受ける</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                      |
|                  | 25日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事の監査報告書提出</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 26日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会開催</li> <li>・ 評議員会開催</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                              |
|                  | 31日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事者確認書の入手</li> <li>・ 監査人の監査報告書提出</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |

以 上